

第 25 回 統計調査分科会
議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 2 5 回 統計調査分科会 議事次第

日 時 平成 23 年 11 月 17 日 (木) 14 : 12 ~ 14 : 54
場 所 永田町合同庁舎 1 階第 3 共用会議室

1 開 会

2 議 題

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の見直しについて

3 閉 会

前原主査 それでは、定刻になりましたので、第 25 回「統計調査分科会」を始めさせていただきます。

本日の議題は、「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の見直しについて」、厚生労働省からヒアリングを行います。

厚生労働省所管の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」につきましては、平成 21 年度から 3 か年分の調査について民間競争入札の落札者による事業が実施され、21 年度、22 年度調査の実施状況を踏まえ、事業の評価を行ったところであります。

平成 24 年度からの事業につきましては、事業の実施状況、事業の評価等を踏まえ、調査の見直しを検討されたということでもありますので、本日、その見直しの内容についてヒアリングを行います。

それでは、厚生労働省統計情報部社会統計課、西村課長にお越しいただいておりますので、本調査の見直しの内容につきまして、15 分程度で御説明をお願いいたします。

西村課長 御紹介いただきました、厚生労働省社会統計課長の西村でございます。よろしくをお願いいたします。

資料でございますとおり、社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査、この 2 つのものは一体としまして平成 21 年度から 3 年間民間委託ということで行ってまいりました。このたび 3 年間の契約が切れますので、その間のいろいろな状況を踏まえ、反省すべきところは反省し、平成 24 年度からの事業をどういうふうにするかということについて見直しを行いましたので、それについて御説明をさせていただきます。

資料と書いてある紙がその見直しの内容でございますが、具体的には参考ということの後ろの方に 1、2、3、4 と付いておりますので、こちらを見ながらお聞きになっていただければと思います。

まず参考 1 にございますのが、社会福祉施設等調査の現状でございます。21 年度から 3 年間行ってきたもののやり方でございます。これにつきましては、社会福祉施設の数、在所者数、従事者数の状況ということで毎年行っている調査でございますが、3 年に 1 回は詳細に把握する精密調査というものを行っております。毎年 10 月 1 日現在ということで、ここにございますような事項につきまして調査を行っているわけでございます。

調査対象としましては、社会福祉施設など約 5 万 3,000、障害福祉サービスの事業所、これは在宅サービスの方を中心としておりますが 4 万 600 事業所ということで、かなり多い数の悉皆調査ということでございます。

この調査方法としましては、21 年度からはこういった形で厚生労働省から民間事業者に委託をいたしまして、郵送でもって各施設、事業所に調査票を送付して回収するといった形でやってまいりました。

その次のページは介護サービス施設・事業所調査でございまして、これも同様に全国の介護サービスの施設・事業所につきまして調査を行っているものでございます。こちらの方は調査対象数、介護保険施設で約 1 万 3,000、居宅サービスの事業所で 11 万 4,700 とい

うことで、こちらも悉皆調査の形で行っているところでございます。やり方は先ほどと同様でござまして、契約としては1本、社会福祉施設と介護サービスを一緒に民間事業者に委託しまして郵送で調査を行っているという形でございます。

その次のページでございます。私ども今回見直しの1つの一番大きな問題意識としましては、悉皆調査でありながら回収率が100%を割り込む結果となったということはどういうふうに考えるかということでございました。もともと従来は自治体が調査をして、その結果を厚生労働省に報告をしてくるというような形だったために、ほぼ100%の回収率ということになっていたと思います。

今般、21年度から民間に委託したというよりも、言わば身近な、いつも許認可あるいは補助金その他の関係で自治体と付き合いがあって、自治体から聞かれればいろいろと答えるということだったので100%の回収率だったものが、自治体が調査に関わらなくなったということが最大の理由だろうと思うのですが、回収率が100%を割り込んでいったということでございます。

3ページ目でございますように、「民間事業者の実績」と真ん中に書いてあるところが、施設種別ごとに若干違いますけれども、90%前後の実績ということでございました。もともと契約上の確保すべき質の上回らなければならない回収率というのが一番右にございましたように、施設種別ごとに違うのですが、おおむね80%としていたわけでございますので、その意味では上回らなければならない契約上の回収率は実績としては上回ったわけで、契約上、問題はなかったのですけれども、ただ、実際これはふたを開けて結果を見てみますと、やはり回収率の低下に伴って、施設数の増減がわからなくなり年次比較ができないというようなこと、特に社会福祉施設、介護サービス関係の施設などにつきましては、すべて許認可の対象になっておりますし、補助金等も全部出ているということで、言わば世の中にあります社会福祉施設、許認可を出している施設というのが幾つあるかわからないということは、ある意味で政策担当者の方からは非常に由々しき事態だということを改めて認識をしまして、これを何とか改善したいということが今回の一番大きな問題意識だったわけでございます。

この問題は参考2にございますように、これまでは保護施設以下の各施設ごとに年次推移が出ているわけでございます。例えばここで見ますと、2番目に老人福祉施設とありますが、これは介護保険の関係を除いた従来からの措置制度でやっている養護老人ホームとかこういったようなものです、あるいは有料老人ホームなども入っておりますが、こういったものについては減ってきているということで、要するに介護保険の方に移ってきているというのはわかるわけですが、平成21年度からは回収率が100%でなくなりましたので、見かけ上、がくっと減っているように見えるわけです。比較するのには全く意味がない数字になってしまったということでございます。

したがって、一応、21年度からは、回収率に影響を受けるため、この下半分に書いてありますように集計施設数だけではなくて回収施設数は幾つ幾つでというようなことを

書いて、100%の回収率ではないということをわかるように示しているわけですが、そもそも世の中にこの施設が幾つあるかというのがわからなくなっているということが非常に問題ではないかということをいろいろなところからも指摘をいただいているところでございます。

これを踏まえまして、今回は参考3にございますように、調査の見直しを行いました。2つの調査の利用例を見てみますと、いわゆる数の把握、実数の把握が必要なものと、分布とか傾向の把握が必要なものという2つの部分に分かれるのではないかと考えてございます。数の把握が必要なもの、例えばそもそも施設の数とか、定員とか、こういったものにつきましては、従来から調査客体を把握するとともにこの調査票を郵送するための法人名とか住所などの名簿について行政、自治体から情報提供を受けておりました。言わばリストをもらって、そこに民間事業者が郵便を送るといったようなやり方をとっておりましたので、この自治体からもらっている名簿を直接活用することによりまして、施設・事業所の数や定員などの全数を把握するというにしたい。

一方、分布とか傾向の把握を主眼としたもの、例えば在所者数でありますとか、従事者の数とか、こういったものにつきましては、実数というよりも分布とか傾向がわかればいいということですので、こちらの方は民間事業者により継続するという形に、言わば2つの部分に分けて行うということにする予定でございます。

ただ、その際、上回らなければならない回収率、契約上の回収率につきましては、従来80%ぐらいとしておったのですけれども、活用にあたっての利便性が低下したことを考慮して、より高い回収率を目指しつつ、そうは言っても実際に100%にはできませんので、現実的な回収率ということで、実績を踏まえて90%前後に設定をするというようなことで若干引き上げるということにしたところでございます。

これにつきましては22年度の実施要件について、今年に入ってから官民競争入札等監理委員会に御報告を行った際に、上回らなければならない回収率の適切な見直しを行うようにといったような御指摘もいただいております。これも踏まえた形で回収率を引き上げるということを目指しているところでございます。これによりまして数の把握が必要なものについては実数の把握が可能になりますし、傾向の把握を主眼とするものについては回収率が90%前後で大体維持されるということを目指しております。

具体的には参考4、色で書いてあるものでございますが、平成24年度以降の調査イメージというのが上半分でございます。平成23年度までは紫色のように、全部1つの調査票になっていたわけですが、24年度以降は言わば2つの部分に分けまして、行政情報を活用し、自治体からもらうもの、例えば施設の名前だとか住所だとか、定員とか、こういったのは許認可をやっておりますので、自治体は全部勿論わかっているわけですし、毎年毎年変わるようなものではございませんので、これにつきましては自治体の方から行政情報を活用して、自治体に調査をかけるという形でございます。一方、在所者や従事者とかは日々変わるものでございますし、行政が必ずしもいつも把握しているわけではござい

ませんので、施設・事業所に直接聞かないとわかりません。こういうものについては従来どおり民間委託という形で行うということを考えているわけでございます。なお、そうしますと、施設名だとか住所だとか、そういうところについては、業者から郵便で施設の方に送るときにはもう既にわかっておりますので、この部分についてはあらかじめ調査票にはプレプリントしておいて、その部分については記入の手間を省くというようなこともできますので、施設利用者の負担軽減にもなるというようなことかと思っております。

上回らなければならない回収率、契約上のものでございますけれども、現行は一番真ん中辺りにございますように、おおむね 80% ということでございます。居宅の事業所などは非常に小さいものがございますので、こういったものは少し低めになっておりますが、おおむね 80% ということにしております。

今般は青で塗ったような形で、少しくみ細かく調査票ごとに分けまして、基本的には 22 年度の実績に基づいて回収率を定めるというようなことにしております。おおむね 90% 前後とし、上回らなければならない契約上の回収率としては、従前の 80% よりも上がるわけでございますが、ほぼ実績の数字となっておりますので、現実的に民間事業者によって達成できる数字だろうと見ているところでございます。

そのほか、一番上の資料にございますように、今回は細かい項目については資料に付けておりませんけれども、例えば従来の郵送調査に限らずオンライン調査といったようなものについても幅広く提案を求めて、もしオンライン調査というような提案があってそれがよければ、そういったことを採用するという事も考えられる。その場合には回収率が上がるというようなことも期待できるのではないかと考えているところでございます。

利活用の状況としては、実際に社会福祉施設、障害、介護関係の施設、公費で基本的には運営されている施設でございますので、すべて予算要求の積算資料などにも使っておりますし、例えば最近で言いますと、介護療養病床の廃止、いわゆる老人病院というものを廃止して、なるたけ在宅で地域で暮らせるような介護サービスを整備していくべきだというような方向性になっておりますけれども、それが実際にどういう状況になっておって、制度の改廃に伴う状況はどうなっているかというようなことを毎年把握する必要があるということで調査をして使っているものでございます。

この社会福祉施設調査、介護サービス調査の関係する分野というのは非常に広うございますので、厚生労働省の省内におきまして非常に多くの関係課に関わっているものでございます。それぞれの課は別途の調査はしておりませんので、すべてこの調査がベースとなりまして、社会福祉あるいは介護の政策というのは立案されている。こういったような役割を果たしているものでございます。

大体御説明は以上でございます。

前原主査 ありがとうございます。それでは、委員の方からの御発言をお願いしたいと思います。最初に私から質問です。資料のところオンラインによる調査にも触れておられるのですが、事業者の皆さん、ほとんどコンピュータを扱っていらっしゃるかと理解し

ていいですか。

西村課長 実際の施設とか福祉の事業者は使っております。。

前原主査 こんな時代ですしそうですね。では、やるときに特に問題はないですか。

西村課長 恐らく適切な形でいくかどうかということだと思いますが、多分一番難しいのは、これを受託する調査会社というか、事業者にとってのコスト面でのメリットということが一番問題になるのだらうと思います。

というのは、施設によって全部調査票の内容が違いますので、オンラインで回答できるように、非常にたくさんの種類の別々の調査票を全部つくらなければいけないわけです。それはそれなりにやはりコストがかかるということのようでございまして、これを3年間の契約で回収するということについては、かなり難しいかもしれないというようなことを指摘する事業者もいます。ただ、そこは工夫次第だらうと思いますので、私どもとしてはオンラインでやればそれだけ精度も高くなりますし、コストも下がるだらうと思っていますから、なるだけそういったような提案をしてくださいますことを実施要項には明確化していきたいと思っております。

前原主査 これは行政情報の活用がベースになっていますから、その辺の使い方も含めて考えれば、多分オンライン調査は1回やれば後は非常にスムーズにいくでしょうね。そうすると、調査の仕方そのもの、業者にこんなに頼まなくても済んでしまうのかもしれないという感じもします。事業者の移動というのはそんなに多くはないわけですか。新設とか。

西村課長 それは全部で20万件もありますので。

前原主査 あるとしても、ベースになるようなところは大体きちっと事業計画をしているところは多いわけでしょう。そうでもないのですか。

西村課長 ものによって随分違うと思いますが、特に障害の関係では、小規模作業所といったような親の会とかNPOのグループなど小規模にやってきたものを障害者自立支援法ができたときに制度化されたりしたようなものがございまして、介護の関係でも民間事業者などでは介護サービスはかなり小規模にやっているような株式会社などもかなり勿論多いわけでございますので、どんどん参入したり撤退したり、分野によってはあるかと思われれます。

前原主査 わかりました。では、皆さんからどうぞ。

野原副主査 今、主査から言われたこともとても重要だと思うのですが、その前に、参考4の下の方、24年度以降の上回らなければならない回収率というのは、ここまで細かく現状に沿わなければいけないのでしょうか。

今回、これまでの調査の形から全数が欲しい項目と、そうではなく傾向や分布がわかればいい項目をあえて分けたわけですから、むしろ郵送調査する項目については、100%を目指すのではなく、80%とか85%等の目標設定でいいのではないのでしょうか。また、最低限として満たすべき「下限設定」を設定するのに、昨年度の回収率を使って89%、87%とそ

ここまで細かく下限を設定しなければいけない理由は何かあるのでしょうか。

西村課長 細かく分けましたのは、かえって大まかに 80 とか 90 とかというよりも、実際に事業者にとってはクリアしやすくなるように、事業ごとに実際にも実績がばらついておりますので、その辺きめ細かくやった方がクリアするという意味でもしやすいのかなということなのですけれども、基本的にはこの考え方は実績に基づいております。つまり、これだけ実際にできているわけですので、引き続きできるのではないかと考えております。

また、基本的には私どもとしては、回収率が高まれば高まるほど精度が高くなるわけですけれども、かといって 100 だとか 95 だとかといっても現実にできないわけですから、現実にできる実績というのが大体 90 で、しかも調査票ごとにきめ細かく実績に応じた回収率を指定するというようなことでそこはクリアできるのではないかとということです。

野原副主査 ただ、目標値を設定することと下限を設定することというのは全然意味が違うわけです。それを 22 年度の実績が 89.5% だから 89% と設定するというのはとても奇異なやり方だなという気がいたします。先ほど主査からの質問に対する答えであったように、施設によっては結構入れ替わりも激しいわけですから、それが昨年度と同等、89.5% になると考える方が不自然だと思います。これより下がっても構わないと言っているわけではないのですけれども、本当に必要な、上回らなければいけない回収率はどれだけなのかをきちんと考えられた方がいいのではないかと考えています。

それこそ、あえて郵送で分布を見ればいい項目を郵送調査にするという方法に切り換えられた意味が出てくると思います。わざわざ 93 とか 92 とか、細かい数字にする意味がないと思いますが、今の御説明を伺ってもそう思うのですけれども、いかがでしょうか。

西村課長 多分おっしゃっていることは 2 つあって、1 つは 90 とかという切りのいい数字ではなくて 89 とか 91 とかという数字なのかという点と、もう一つは、なぜ 80 から 90 ぐらいに上げるのかという点と 2 つ御指摘があったのだらうと思うのです。細かく分けるというのは、これは考え方によるかもしれませんが、なぜ 89 でなければいけなくて 90 ではないのかというのはあると思います。そこはきめ細かくなるべくやった方がクリアしやすいのではないかなという考え方に基づいているわけですけれども、もともと上げなければいけないということについては、やはり私どもとしては、本来目標はこちらも 100 なのです。

野原副主査 分布でいいと整理されたわけですね。

西村課長 分布でいいわけですけれども、それは回収率が高まるほど精度が高くなるのは当然なわけでございまして、21～23 年度までの契約においては、実は目指すべき回収率というのは別途上回らなければならぬ回収率とは別に記載されておりまして、それには 100% 目指すのだと書いてありました。

野原副主査 それはそれで考え方としてよく理解できるのです。

西村課長 ただ、実際にはどういうふうにしたら回収率が上がるかということ、事業者がひたすら督促をする。はがきを出したり電話をするという督促による部分がほとんどなわ

けでございます。要はその分だけコストがかかるわけですので、上回らなければならない回収率を超えた時点で、本来は事業者にとってはインセンティブがなくなるわけなのです。ですから、そうしますといつまで経っても 80 のままになります。

なので私どもとしてはなるだけ回収率が上がって精度が上がるような方向を目指したいということでございますので、そういう意味では実績をベースにして、できるのであればやはりこのところまでやってもらいたい。そうしますと、89 というのはちょっと中途半端に見えますが、90 というのも厳しいかもしれないので、実際の実績が 89 点幾つであれば 89 としたわけです。

野原副主査 済みません、私が言いたかったことは、89 とか 91 とか半端な数字だと言いたかったわけではなくて、統計的な全数ではなくて、分布や傾向を把握するための調査を行うのに、そもそも 100% が本当に必要なのかということに疑問を感じます。

その際に、上回らなければならない回収率の設定と目標値があるというのは、それはそれでよくわかりますが、その際の上回らなければならない回収率というのは、下限であって、平均ではないわけですから。例えば今回の 3 年間やった中で平成 21 年度に 88.6% で 22 年度に 89.5% になったというような実態がある中で、あえて下限値を 89% にしなければいけないということの意味もわかりません。

申し上げたいことの繰り返しになりますけれども、調査の目的に沿って下限として設定すべき数値を書くべきなのではないでしょうか。それは実態から小数点以下をカットした数字とは違うのではないかと。もしどこかそのジャンルで 80% でも大丈夫なのだったら、全部下限は 80% でもいいのではないかとか、施設によってその状況が違うのであれば、少なくとも 89.5 を 89 にするというような考え方ではなく、こういうような形のデータについては 85% 以上欲しいとか、そういう考え方を整理すべきなのではないでしょうか。

前原主査 これはペナルティがあるのですか。

佐藤課長補佐 契約上、そこを満たさなければ一応支払いはしないということです。

前原主査 ペナルティがあるわけですね。

佐藤課長補佐 はい。

西村課長 恐らく幾つかあると思うのですが、1 つはおっしゃっている下限というのと目標が違うということについてなのですが、実際にこれは事業者の立場に立って見ると、例えば上回らなければならない回収率をクリアすれば契約上いいわけですので、下限を超えて、それ以上 100 に近づけるインセンティブは何もないわけですから。私どもとしては、ここはインセンティブ方式みたいなやり方はできないかというのはいろいろ研究したのですが、なかなか設計の仕方が難しいということがありますので、やはり 80% というのを下限に例えばしてしまいますと、80 を超えることを事業者に期待するのは無理だし、それは事業者の行動としては当然であるということになりますので、目標は 100 だけれども、下限は 80 だというのは、これは 80 でいいということにしかならないのだからと思うのです。

野原副主査 実績はみんな 80% の下限でもこれだけの数値が出ているわけですね。

西村課長 実はこれは初回の契約でしたので、事業者の側もよくわからないというか、どれくらいあればどれくらいになるのかということがわからなかったこともあるし、私どもの方もこれはかなり事業者の方に協力を要請して、一生懸命電話をかけてもらったりしたということがあります。だから、そこは事業者が大変頑張ってくれたのだと思います。ただ、それは契約上の問題ではなくて、頑張ってくれたから結果としてなったということなのです。

前原主査 確かに実際に施策に使う重要な統計だと思うのでこういう数字になるのでしょうか。

先生、今の件で何か御意見はありますか。

廣松専門委員 先ほど野原副主査がおっしゃった点は、統計的に言うと分布を調べるとしても、キー変数を選んで、その精度をどの程度に設定するか、そのためにどの程度の標本数が要するかという考え方になると思います。それが標本設計の基本的な発想なのですが、この調査は先ほどから説明があるとおり、少し前までは地方公共団体を通じて全数調査をやってきた、その名残がまだ残っているということだと思います。かつ今、説明にもあったとおり、施策的な意味からかなりの精度を要するということですので、したがってこういう上回らなければならない回収率という書き方になっていると解釈しました。

前原主査 どうぞ。

鈴木専門委員 実は入札小委員会の評価で問題になったところですよ。回収率 80% という設定がまずかったのではないかという議論になりまして、もっと上げなければだめではないかという話があったと思うのです。その結果こういう数字が出てきたと思うのですけれども、一つひとつ細かく設定するかは別としまして、厚生労働省の方ではそういうことを踏まえてこの数字を設定したと思います。

ただ、実際にやった結果、施設数とか定員数以外で、80% では不具合があったとかそういうことはあるのでしょうか。抽出みたいな考えでやれば問題がなかったのでしょうか。

西村課長 そこはいろいろな意見が政策部局の方からもありまして、本当は在所者数とか、従事者数についても、その傾向だけではなくて実数を把握したいというのはあるのですけれども、全部「市場化テスト」をやめてしまって、自治体調査にもう一回戻せるかと言いますとそれもできませんし、政府全体の方針として、可能な限り民間委託でという方針がございます。分けて見ると、在所者とか従事者とかという毎年変動するようなものについては、傾向で把握すればいいのかなということなのですが、ただ、やはりなるだけそれは精度の高いものにしたい、従来 100% だった名残ということなのかもしれませんが、そういうことがあるものですから、ここは精度を高めるためには回収率を実際にできる範囲で一番高いところに設定したいということはあるということです。

鈴木専門委員 もう 1 点は、ここの数字を見ますと、22 年度の実績を見てこの数字を割り当てている感じなのですが、21 年と 22 年を比べると 22 年は下がっているのです。努力

の仕方によっては 21 年の数字というのものもあるのかなという感想です。

西村課長 ありがとうございます。その点につきましては、先ほど野原先生がおっしゃったこととも関係すると思うのですが、参考 1 の 3 ページ目のところに、民間事業者の 21 年度と 22 年度の実績が書いてございます。今、鈴木先生がおっしゃったように、21 年度と 22 年度で若干下がっているところもあるのですが、21 年度は最初の年だったものですからかなりしゃかりきになって事業者がやってくれて、また私どもの方も頑張り頑張り随分督励したところもあって、じゃんじゃん電話をかけたのです。

そうすると、今度はコストが非常にかかるものですから、率直な話、事業者の方も悲鳴を上げまして、この調子で毎年毎年電話をかけ続けていくのはとても合わないということもあって、22 年度については督促はかなり落ちています。つまり、基本的にははがきで、電話は余りやっていません。ですから、その分は落ちていくということなのですが、21 年度にそれだけやってくれたので 22 年度はそんなにうんと落ちずに済んだというところがございますので、一応 21 年度しゃかりきになってやった分、22 年度多少緩めにやった分と見てみますと、このぐらいの回収率はそこそこ頑張れば達成できる回収率ではないかということで、今回このように回収率を定めたということでございます。

前原主査 これは事業所調査だから、オンライン調査を実施してその対象のカバレッジが 8 割ぐらいあったらうんと変わってくるでしょうね。督促も簡単になるし、是非検討いただいたらいいと思います。ほかにありますか。

どうぞ。

高橋専門委員 今度、分けたことによって統計の利用方法も違って来るわけですね。そうすると、コストを考えた場合に、本当にこれだけ高い回収率を上げるのが必要な統計なのか。そこまで考えなくて、コストを下げるのができるのかということが目標とすべき最善とすべき回収率ではないかなという気がするわけです。最初から高い、それはお金をかければどんどんそれはよくなりますけれども、そこまでかけるコストと実際問題使われる見合いで考えた場合に、その辺が相変わらず高い回収率でお金をかけてもやっていくのが統計として望ましいのか。この際、この統計をもっとコストを下げてと考えるとすればいいのか、そこら辺の考え方はどうなのでしょう。

西村課長 申し上げましたように、私どもコストと質の見合いというのが大事だと思っています。ですから、コストが低ければ低いほどいいというものでもないし、質が高ければ高いほどいいというものでもない。そこはコストと質の見合いというのがまさに効率ということなのだろうと思っているのですが、今回 2 つに分けて、民間委託の部分の在所者だとか従事者のところなのですけれども、このところについても本当は 100% 欲しいところではあるのです。そこはちょっと我慢してコストの方を考慮して下げているということなのですが、例えば使い方としましては、在所者の定員に対する割合というのがございます。

保育所だとここ数年 100% を超えているのです。101. 数%。これは待機者が非常に多い

ということもあって、かなり保育所の方が無理をして、年度当初は定員いっぱい受けるのですけれども、年度途中から働き始める女性とかがいて、どうしても保育所の方で引き受けなければいけない場合というのがあったりすると、年度途中からどうしても増えていく。そうすると、100%を超えてしまうという現状があります。

ただ、これはやはり100を超えるというのは本来おかしなことだと思いますので、この辺の様子を見て、保育所の予算なりあるいはこども園の整備みたいなものに活用しているというようなことがございます。これも本当は実は100%欲しいところなのですけれども、そういう意味でこの程度のコストをかけてもこの程度の精度は欲しいといったようなことです。

前原主査 ありがとうございます。もう時間が来てしまいましたのでこれくらいにしたいと思います。先ほど課長がオンライン調査はすごくお金がかかるとおっしゃったのですが、多分いろんな役所が何かやろうとするとゼロからシステムをつくらうとするのですけれども、この程度のものだったら既に既存のシステムがあると思うし、そういうのを買ってやったらかなり安くできるはずですよ。是非研究してほしいと思います。総務省もシステムを持っていますでしょう。1回よく研究してください。ゼロからシステムをつくるというのはナンセンスですから。

西村課長 1つ御指導いただきたいのですが、これは民間事業者の調査なので、民間事業者の方がシステムをつくらなければいけないわけですね。

野原副主査 そうであれば、持っている会社が。

前原主査 そういうシステムを持っている会社に応募させたらいいのです。

西村課長 はい。それはもう。

前原主査 だから、ゼロからつくらせるという発想は捨てるべきです。既にこういう調査をやっていますから、自分でシステムを持っていますから、ゼロからシステムをつくるという金まで請求するところは排除する。そうしたらそんなに金はかからないと思います。多分先生方もそう思っていると思いますので。

西村課長 是非そういう提案を期待したいと思います。

前原主査 是非よろしくお願いします。

それでは、厚生労働省から御説明がありました調査の見直し内容に沿って、平成24年度以降の事業について、引き続き民間競争入札により実施していただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

前原主査 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省におかれましては、本見直しの内容に沿って、本調査から作成される統計を確実に提供して、調査結果の利用に支障が生じないように、これと併せて、民間事業者の事業実施が円滑に行われますように、平成24年度以降の事業の実施要項(案)の準備を進めていただきたいと思います。

これで厚生労働省からのヒアリングは終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、予定された議題は以上ですので、本日の統計調査分科会は終了いたします。次回の日程については、追って事務局から連絡をいたします。

なお、この後、事後打ち合わせを行いますので、厚生労働省、傍聴者の皆様は御退席をお願いいたします。

(厚生労働省、傍聴者退室)